令和5年度第10回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和5年12月26日　午後1時30分							
閉会日時	令和5年12月26日　午後2時45分							
場　所	五島市役所新本館3階会議室（3-A,B,C）							
農業委員出席委員（16名）	1	南　忠明	2	山口　利治			4	角田　隆章
			6	山本　実雄	7	野口　兼幸	8	白濵　康範
	9	長尾　五男	10	尾﨑　康裕	11	坂瀬　達生	12	本村　元
	13	寺坂　誠一			15	山田　勝久		
	17	荒木　富男	18	谷川　辰善	19	上村　孝幸		
欠席委員（3名）	3	山﨑　早苗	5	中村　耕二	14	米山　孝	16	糸柳　浩一郎
推進委員出席委員（　名）								
欠席委員（　名）_								
署名委員	11	坂瀬　達生	4	角田　隆章				
事務局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度任用職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 64 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 65 号	農地法第3条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 66 号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 67 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 68 号	農用地利用集積等促進計画（渡人から機構）に対する意見について	可　　決
	議案第 69 号	農用地利用集積等促進計画（機構から受人）に対する意見について	可　　決
	議案第 70 号	五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について	可　　決

＝午後1時30分開会＝

□事務局長

それでは、令和5年度　第10回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、3番委員、5番委員、14番委員より欠席の旨通知があっており、16番委員がまだついていないようです。総会の出席委員は、19名中15名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を会長にお願いいたします。

○議長（会長）

みなさんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第10回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

それでは、議案第64号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第64号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

それでは議案について説明します。

2ページから3ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 8 筆、畑 23 筆で、面積は 40,041 ㎡となっております。

4月からの累計は、田 148 筆、畑 393 筆で、合計面積は 477,809.36 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○委員

確認なんですけど、通知先の氏名と住所に横棒を引いているとこがありますが、これは何か意味

があるんですか。

□事務局

これは農業委員会の台帳で住所とか送り先を確認したところ送り先が不明だったということで横棒を引いています。

○委員

不明だったということですね。はい。

○議長（会長）

ほかになにかございませんか。

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第６４号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６４号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第６５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

４ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第３条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第２項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案第６５号について審議を行います。

なお、議案第６５号の１番については、１番　委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－１番退席－

○議長（会長）

事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは6ページをお開きください。

議案第６５号
１番　権利：所有権移転　無償

所在：吉田町　田　３筆　　6,176 ㎡
譲渡理由：体調が思わしくないので、友人である譲受人に贈与する。
譲受理由：友人より譲り受けて、農業経営の規模拡大を図る。

１２月１８日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）
では、採決いたします。議案第６５号の１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって本案は許可されました。
１番　委員の除斥を解き、出席を求めます。
－１番出席－

○議長（会長）
次に、議案第６５号２番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
２番　権利：所有権移転　無償

所在：岐宿町　畑　１筆　121 ㎡
譲渡理由：農業を廃止しており、農地の整理のため譲渡する。
譲受理由：耕作に便利なので、贈与を受けて耕作する。

12月18日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第65号2番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第65号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第65号の2番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第66号、「農地法第第5条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7から8ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、9ページの議案第66号の1番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、敷地をコンクリート舗装することにより土砂等の流失や崩壊の被害の発生が無いよう対策しする計画です。隣接地は、宅地化され耕作している農地は無く、営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、10ページの議案第66号の2番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、敷地をコンクリート舗装とする事で土砂流失又は崩壊等の被害の発生が無いよう対策し、また、道路として使用しますので周辺農地の営農等に被害の恐れはないと思います。雨水排水については、敷地内で自然流下とする計画です。

次に、11ページの議案第66号の3番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、敷地をコンクリート舗装することにより土砂等の流失や崩壊の被害の発生が無いよう対策しする計画です。隣接地は、宅地化され耕作している農地は無く、営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、12ページの議案第66号の4番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界についてはコンクリート擁壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の被害の発生が無いよう対策する計画です。隣接する農地と十分な距離を確保することにより日照等の被害や営農等に支障を生じさせないよう措置し、また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、13ページの議案第66号の5番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、市役所等の支所からおおむね300mの区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 3 種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界については、石垣やブロック壁が設置されており土

砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、露天の多目的広場として使用することにより日照等の被害や営農等に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画です。

最後に、14ページの議案第66号の6番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、市役所等の支所からおおむね 500mの区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界についてはブロック壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。隣接する農地と十分な距離を確保することにより日照等の被害や営農等に支障を生じさせないよう措置し、また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第66号に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第66号の1番から3番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます

□福江地区協議会会長委員
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第66号の1番から3番について、当協議会は去る12月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第66号の1番から3番の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
確認をいいですか。1 番と3番については、建物以外コンクリート舗装と言い雨水は自然流下とも言ったがどういうことですか。

□事務局
敷地内の雨水は道路側溝に流します。

○委員
道路側溝に流すんですね。わかりました。

○委員

１０ページの、道路として利用する分はもともと農地だったということですよね。今建物が建っているみたいですけど。いつも通って見ているので。2200−14のこの土地はどうなってるんですか。

□事務局

黒く塗りつぶしているところとＬ字になっていると思いますが、そこは過去に転用が終わっています。道路になっています。ここはみなさんが使用する共有地となっています。今回の申請は斜線部分だけということになります。以上です。

○議長（会長）

ほかになにかありませんか。

挙手がないようですので、つづきまして、議案第６６号の４番から５番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第６６号の４番及び５番について、当協議会は去る１２月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第６６号の４番及び５番の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、つづきまして、議案第６６号の６番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長

富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第６６号の６番について、当協議会は去る１２月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で富江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第６６号の１番から6番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６６号１番から6番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第６７号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

15、16ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち １ 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案第６７号の１番を審議します。

なお、本案については、１５番　委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－１５番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。17ページをご覧ください。

1 番　　申請地　田 4 筆　4,612 ㎡

契約内容は贈与となっております。

以上、申請番号 1 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第67号、所有権移転の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、所有権移転の1番は、原案のとおり可決されました。

15番　委員の除斥を解き、出席を求めます。

－15番出席－

○議長（会長）

続きまして、議案第67号の2番1以降を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

続きまして、2 番 1 以降をご説明いたします。

2 番 1　　申請地　畑 1 筆　1,922 ㎡

2 番 2　　申請地　畑 1 筆　508 ㎡

以上、申請番号 2 番各号につきましては、2 番 1 が更新、ほかは新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番　　申請地　畑 1 筆　1,455 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番 1　　申請地　畑 1 筆　1,904 ㎡

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。

4 番 2　　申請地　畑 1 筆　3,560 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
以上、申請番号 4 番各号につきましては、新規で、契約内容は解除条件付の賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　畑 10 筆、採草放牧地 1 筆　13,602 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

6 番　　申請地　田 2 筆　3,785 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、申請番号 2 番 1～6 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第67号、貸借権設定の2番1から6番は原案どおり可決してよろしいでしょうか。
可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第67号、貸借権設定の2番1外6件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第68号「農用地利用集積等促進計画（渡し人から機構）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。21ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとな

っております。
それでは議案についてご説明いたします。22ページをご覧ください。
1番1　申請地　畑10筆　20,212㎡
1番2　申請地　畑1筆　3,696㎡
1番3　申請地　畑3筆　3,964㎡
1番4　申請地　畑1筆　337㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番5　申請地　樹園地1筆　4,092㎡
1番6　申請地　樹園地3筆　6,962㎡
1番7　申請地　畑2筆　8,063㎡
1番8　申請地　田3筆　2,910㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番9　申請地　田5筆　8,434㎡
1番10　申請地　田1筆　947㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番11　申請地　田2筆　1,504㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
以上、1番各号の契約内容は、賃貸借権が1番1、1番5、1番6で、ほかは使用貸借権となっております。
以上、1番各号の計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
樹園地は何でしょうか。

□事務局
お茶です。

○議長（会長）
ほかにありませんか。

挙手がないようですので、採決いたします。
議案第68号1番1から1番11については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第68号1番1外10件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）

次に、議案第69号「農用地利用集積等促進計画（機構から受け人）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第68号で説明したとおりでございますので省略いたします。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第68号1番各号の利用権設定に係る集積等促進計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。26ページをご覧ください。

1 番　　申請地　　畑 10 筆　20,212 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております。

2 番　　申請地　　畑 1 筆　3,696 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております。

3 番　　申請地　　畑 3 筆　3,964 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております。

4 番　　申請地　　畑 1 筆　337 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております。

5 番 1　　申請地　　樹園地 1 筆　4,092 ㎡
5 番 2　　申請地　　樹園地 3 筆　6,962 ㎡
以上、5 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております。

6 番　　申請地　　畑 2 筆　8,063 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

7 番 1　　申請地　　田 3 筆　2,910 ㎡
7 番 2　　申請地　　田 1 筆　947 ㎡
7 番 3　　申請地　　田 2 筆　1,504 ㎡
以上、7 番各号の契約内容は使用貸借権となっております。

8 番　　申請地　　田 5 筆　8,434 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております。

以上、申請番号 1 番から 8 番までの計画案につきましては、適当であると考えます。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○委員

中間管理機構で出し手と受け手が同じ人というのがありますがこれはどういう意味があるんでしょうか。

□事務局

一応、例えば自分が耕作しなくなった時とかに中間管理機構に農地を預けている場合でも、後釜を探してもらえるというメリットがあります。そういったものでしたり、今回の場合、機構を通した地域の集積協力金とかも絡んでると思います。そういったものも兼ねて今回は中間管理機構に一旦預けてまた自分が作りますというようなやり方をしていると思います。

○委員

これで補助金がもらえるのもおかしい感じがしますけどね。

□事務局

特に A to A は禁じられているわけではないので補助金が絡んでいたとしても問題はないと思います。

○議長（会長）

ほかになにかございませんか。

挙手がないようですので、採決いたします。
議案第69号1番から8番については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第69号1番外10件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）

次に議案第70号「五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。
本議案につきましては、11番委員、12番委員が推薦者であることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—11番委員、12番委員：退席—

○議長（会長）

事務局の説明を求めます。

□事務局

30ページをご覧ください。
五島市農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明いたします。
これは農業委員会等に関する法律のほか中ほどの五島市農地利用最適化推進委員の選任に

関する要綱第15条により、農業委員会は、推進委員の罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに欠員の補充に努めなければならないとされておりまして、これにより10／2から11／2まで募集しましたところ、富江地区 1 名の募集に対し、定数と同じ1名の応募があり、11月27日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者の決定をいたしております。

候補者の氏名と住所につきましては記載のとおりでございます。

本議案は、この推進委員を委嘱することについて、五島市農業委員会の承認を求めるものでございます。なお辞令は1月1日を予定しております。

以上です。

●議長（会長）

それでは、採決いたします。議案第70号の整理番号12番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—異議なしの発言あり—

●議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号の整理番号12番については、原案のとおり承認されました。11番委員、12番委員の除斥を解き、出席を求めます。

—11番委員、12番委員：出席—

以上をもちまして、議案第70号五島市農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を終了いたします。

○議長（会長）

議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

(1) 農家との絆を深める運動の各対策班報告について

(2) 会議等報告・予定について

(3) その他

について報告・協議

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第10回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後2時45分　閉会＝